

農地転用を伴う砂利採取に関する事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、砂利採取を目的とする農地（採草放牧地を含む。以下同じ。）の一時転用の許可及び砂利採取計画の認可の事務処理に関し必要な事項を定め、当該農地、隣接農地及び農道等付帯施設の維持保全を図り、更に採取期間中の被害防止及び採取後の原状回復措置を確実に行わせるとともに砂利採取の適正化に資することを目的とする。

第2 適用条文

農地において砂利を採取しようとする場合は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条、第5条又は附則第6条第4項の規定により、知事又は農林水産大臣の農地の一時転用許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により知事の認可を必要とする。

第3 許、認可方針

- 1 砂利採取業者が農地において砂利を採取する場合は、農地の一時賃貸借によるものとし、所有権の移転によるものは認めない。
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の計画地区及び実施中の地域（換地処分が未完了の地域を含む。）については認めない。

第4 許、認可基準

許可の可否については、農地法関係事務に係る処理基準（平成21年12月11日付け21経営第4342号農林水産事務次官通知）、認可の可否については、砂利採取法第19条の規定による認可基準によるほか、次の事項に該当しない場合は許、認可しない。

1 採取基準

- （1）砂利採取場における人身事故等を防止するため、当該採取地の周囲に有刺鉄線等による防護柵及び危険防止の標識等の設置並びに騒音に対する措置が講じられていること。
- （2）土地の掘さく、廃土の堆積及び水洗汚濁水等については、農地、公共用施設、水道、井戸水及び農業用水等に対する被害の防止措置が講じられていること。
- （3）採取に伴い必要となる表土、心土、廃土及び砂利の堆積地並びに一般道路に至るまでの搬出路が確保されていること。
- （4）砂利の運搬に当たっては、十分水切りを行い、運搬道路を汚泥しないように運搬するとともに、過積載にならないものであること。
- （5）掘さく深については、原則として10メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が10メートル以上確認されている場合には、最大15メートルであること。

なお、掘さくに当たっては、地下水の保全に十分配慮するものとする。

2 埋戻し状況による基準

従前に許、認可された砂利採取地において許、認可期限切れの未埋戻し地がないこと。ただし、正当な事由により埋戻しが遅延しており、かつ、事前に知事による事業計画変更承認（様式第1号）及び砂利採取計画変更認可を得ているものについてはこの限りではない。

3 埋戻し基準

- (1) 農地の原状回復は、原則として従前農地の形状を保ち、農地の効用が従前以上に復元するものであること。
- (2) 埋戻しについては、原則として採取と埋戻しを同時に並行して行うものであること。
- (3) 許、認可後1年以内に埋戻しができるものであること。
- (4) 埋戻し用土が確保されており、埋戻しが確実に見込まれること。
- (5) 埋戻しの保証が次のいずれかにより複数なされていること。ただし、当分の間に該当し、かつイ、ウ、エのいずれかに該当する場合とする。
 - ア 当該砂利採取業者が加入する砂利採取業者で構成される法人格を有する団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）等の規定に基づくもの）が当該埋戻しについての保証をしている場合。
 - イ 当該砂利採取業者及び賃貸人の間に期限内埋戻しを担保するための担保権設定等がなされている場合。
 - ウ 当該埋戻しについて、砂利採取業者2業者が連帯して保証している場合。
 - エ 当該砂利採取業者が熊本県と「砂利の採取に伴う災害防止及び採取跡の埋戻しに関する協定」を締結している場合

第5 申請の手続

農地法第4条、第5条又は附則第6条第4項の規定に基づく許可申請には農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）、砂利採取法第16条の規定に基づく認可申請には砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年8月2日通商産業省・建設省令第1号）第3条に定めるもののほか、それぞれ次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- 1 埋戻し土に必要な土取場、採取地の案内図及びそれらの土地の登記簿謄本並びに採取する権利を証する書面（この書面の添付は、毎年度、初回申請時のみ添付するものとする。ただし、年度の途中において土取場、採取地の変更がある場合には、再添付すること。）
- 2 砂利採取に係る農地が土地改良区にある場合には、当該土地改良区の意見書（様式第2号）
- 3 第4の3の（5）のア、イ、ウ、エを証する書面
- 4 当該砂利採取の採取計画書及び埋戻し計画書（様式については砂利採取法の認可申請に基づくもの）並びに資金証明書（様式第3号）

- 5 過去2年間に許、認可された砂利採取地における埋戻し状況を記した書面（様式第4号）
- 6 砂利運搬車が往来する農道等の使用については、その管理者の意見書（様式第5号）
- 7 その他知事が必要と認めたもの。

第6 許、認可後の報告義務について

許、認可を受けた者は、埋戻し終了後は、速やかに完了届け（様式第6号）を県に提出するものとする。

第7 許、認可後の措置

県・市町村及び農業委員会は、第6の報告に基づき、許、認可後において、必要に応じて条件の履行、埋戻し状況等について調査し、この要綱の目的達成のため必要な指導を行うものとする。

第8 申請書の提出について

- 1 農地法及び本要綱に基づく申請書及び関係書類については、市町村農業委員会に提出し、市町村農業委員会は、市町村長の意見書及び添付書類点検表（様式第7号）を添付し、地域振興局を経由し県に提出するものとする。
- 2 砂利採取法及び本要綱に基づく申請書及び関係書類については、直接県に提出するものとする。

第9 附則

- (1) この要綱は、昭和50年1月1日から施行し、埋戻し状況基準については、昭和50年4月1日から適用する。
- (2) この要綱は、平成6年6月1日から施行する。
- (3) この要綱は、平成8年3月28日から施行する。
- (4) この要綱は、平成9年2月4日から施行する。
- (5) この要綱は、平成23年11月16日から施行する。